

教高第437号
教特第179号
教体第415号
教文第578号
令和3年(2021年)6月25日

各県立学校長様

教育長

県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について
(通知)

新型コロナウイルス感染症に関して、県独自の「医療を守る行動強化期間」が令和3年(2021年)6月27日(日)をもって終了されることとなりました。

つきましては、令和3年(2021年)6月10日付け教高第346号 教特第160号 教体第345号 教文第578号を、令和3年(2021年)6月27日(日)をもって廃止します。

各校においては、引き続き、令和3年(2021年)6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、感染防止に万全を期していただきますようお願いします。

また、6月28日(月)以降の部活動における対外活動については下記のとおりとします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 対外活動の可否について

- (1) 練習試合等(他校との交流活動を含む。)は、県内外で実施可とする。
- (2) 大会参加は、公式大会以外の大会を含め、県内外での大会に参加可とする。
- (3) 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施や長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。
- (4) 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

2 対外活動における遵守事項について

(1) 実施前から行うこと

- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加、練

：習試合等及び合宿を計画する場合は、慎重に判断すること。

(ウ) 県外における運動競技大会参加届け又は練習試合（合宿等）実施届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）

(エ) 引率者は、新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。

(オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

(2) 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないよう運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウィルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。

(3) 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動遠征や合宿後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

○県立中学校・県立高校に関する事
・ 高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685

○特別支援学校に関する事
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683

○保健、衛生面の対応に関する事
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712

○部活動に関する事
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704

薬衛第336号
令和3年(2021年)6月24日

各市町村長様

熊本県知事 蒲島 郁夫
(公印省略)

熊本県新型コロナウイルスワクチン早期接種対象者に関する基本的な考え方について

本県では、今般、ウィズコロナを生き抜くための将来像として「熊本ワクチン接種モデル」を提唱しました。これを踏まえ、今年度は、人の動きが活発になる年末の感染拡大を防ぐため、遅くとも11月中に希望する全ての県民への接種を完了することを目標としています。

その一環として、県による「県民広域接種センター」を設置することとし、その中で個別予約枠に加え、小規模な企業や団体等を対象とした団体予約枠を設定する予定です。この団体予約枠においては、例えば、感染リスクの高い高齢者、障がい者、子どもなどと接する機会の多い方等を優先的に接種したいと考えています。

そこで、今後、各市町村において一般接種の計画を策定される際の参考としていただきため、別添のとおり「熊本県新型コロナウイルスワクチン早期接種対象者に関する基本的な考え方」を取りまとめましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、当該基本的な考え方を参考に、一般接種の迅速かつ円滑な実施に努めていただきますようお願いします。

なお、「基礎疾患有する者」については、優先的に接種できるよう先行予約期間を設けるとともに、特に、市町村で把握されている重症心身障害及び重い精神疾患や知的障害等を有する方に対しては確実に周知を行うなど、御配意いただきますようお願いします。

また、市町村における一般接種の迅速な実施及び県による「県民広域接種センター」の円滑な実施の観点から、広く速やかな住民への接種券の送付を、併せてお願いします。

【お問い合わせ先】

薬務衛生課

担当：立山、山部

電話：096-333-2015

内線：5946、7038

熊本県新型コロナウイルスワクチン早期接種対象者に関する基本的な考え方

市町村におかれましては、新型コロナウイルスワクチンの一般接種における円滑な接種のために、下記の基本的な考え方を参考に早期接種対象者を定めるなど、接種を希望する県民への接種促進に努めていただきますようお願いします。

なお、住民サービスに欠かせない事業者など、既に市町村独自に早期接種対象者等を定めている場合、また、今後加える場合は、地域の実情に応じて御対応いただきますようお願いします。

記

次の者を参考に早期接種の予約受付期間を設けるなど、効果的な接種体制を整備し、接種を進める。

- ・高齢者及び障がい児・者の居宅・施設サービス事業所等の従事者
- ・乳幼児・児童生徒等との接触機会が多い保育士や教職員等
- ・県民の安全・安心を担う警察官や消防職団員等
- ・「熊本感染防止対策認証店（申請中含む）」の従業員

令和3年6月24日
熊 本 県

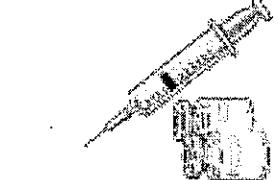
参考

県民広域接種センターの設置・運営について

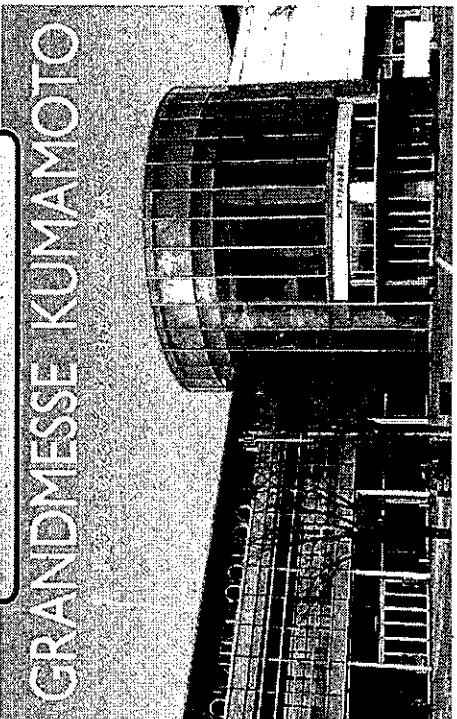
- 一般接種対象者（県内全域）を対象とした県民広域接種センターを開設
- 仕事などで平日日の昼間に接種が受けられない方を対象とした団体予約枠を設定
- 個人による予約枠に加え、小規模な企業や団体等を対象とした団体予約枠を設定
- 団体予約枠において、次の者の接種を優先（高齢者及び障がい児・者）の居宅・施設サービス「熊本感染症対策所等の従業員／乳幼児・児童生徒等との接触機会が多い保育士や教職員等／「熊本震災から」の復興応援枠として、益城町をはじめとする被災市町村の住民接種を補完



- ◆交通アクセスの利便性を踏まえ
- ◆県による接種会場を設置



- ◆会場運営、予約受付等

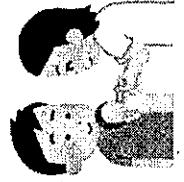


- ◆接種に必要な医療人材の派遣を調整



【実施期間】
8月～11月末（予定）

【実施日時】
月～金：午後3時間程度
土：午中6時間程度
【委種能力】
月～金：500～1,000人程度/日
土：1,000～2,000人程度/日
期間合計：70,000人（最大）
【スクールナーチャー】
王アルナ製の使用を想定



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

事務連絡
令和3年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について

○ 生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（以下、「学校集団接種」という。）により、実施することについての考え方及び留意点等について、以下のとおり、取りまとめたのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡は、中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部並びに専修学校高等課程の生徒がワクチン接種を受ける場合を想定したものです。

本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合には、変更の可能性があり得ます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄

学校法人におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いします。

記

1. 学校集団接種に関する考え方

新型コロナワクチンの接種については、医療機関等における個別接種及び市町村が特設会場を設けて行う集団接種が想定されています。

生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点では推奨するものではありません。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

（1）生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点

- 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。
- 特に、16歳未満の生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。

（参考）保護者の同意や同伴の取扱いについて

16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないとすることができます。なお、12歳の小学生については、引き続き、保護者の同伴が必要です（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」）。

- 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きたことのないよう、学校においては、
 - ワクチンの接種は強制ではないこと
 - 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- などを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ 市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

(2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。
- ・ 接種の強制につながることのないよう、市町村や学校等においては、生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

(3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釀・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけでなく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。
- ・ 学校集団接種を行う学校の教職員が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校運営に過度な負担が生じ、教育活動の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員に対して求めないこと。
- ・ 生徒の接種については、大人の接種の進捗状況をみながら行われるものであり、学校集団接種を行う際に、市町村長の判断により、未接種の教職員の接種機会の確保についても配慮すること。

(4) 予防接種ストレス関連反応への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を

受けてその場にいる生徒に連鎖して生じることもあるため、生徒が落ち着いた雰囲気で接種が進められる環境を整備するとともに、万一に備えた体制を整えておくこと
が必要であること。

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常災害等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断いただくよう、お願ひいたします。

(参考1) 新型コロナワクチンの児童生徒への接種に関する見解について

令和3年6月16日、公益社団法人日本小児科学会予防接種感染症対策委員会、公益社団法人日本小児科医会から、以下の考え方方が示されています。

○新型コロナワクチンへ子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～

URL : http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210616_corona.pdf

○12歳以上的小児への新型コロナウイルスワクチン接種についての提言

URL : https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/Recommendation_21-06-16.pdf

(参考2) 予防接種ストレス関連反応

予防接種ストレス関連反応は、世界保健機関（WHO）の専門家会議で提唱されたものであり、WHOは、2019年12月にマニュアルを公表しています。

URL : <https://www.who.int/publications/i/item/978-92-4-151594-8>

血管迷走神経反応は、ワクチン注射への恐怖心や不安感、あるいは痛みが原因で、気分が悪くなったり、気を失って倒れたりすることです。ワクチン接種の会場では、血管迷走神経反応やアナフィラキシーの発生に備えて、接種後の体制を整えてください。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

厚生労働省

健康局 健康課 予防接種室 03-5253-1111(内2388)